

所属長 様
事務担当者 様

一般財団法人大分県教職員互助会
事務局長 宮森 絵美
(公印省略)

ベネフィット・ステーション等を利用した宿泊補助・映画補助の事後精算延長について

日頃から当会の運営にご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

今年度4月から本格稼働したベネフィット・ステーションにつきましては、サイトの不具合等により宿泊施設の予約ができないなど、会員の皆様にはご不便をおかけしているところですので、お詫び申し上げます。

「宿泊補助」につきましては令和5年6月27日付け大教互第46号で、「映画補助」につきましては令和5年8月2日付け大教互第55号でお知らせしているとおおり、令和6年1月31日までの期限を設け事後精算も可としておりますが、ベネフィット・ステーションサイトの不具合等が十分に解消されないため、事後精算可能な宿泊日及び映画鑑賞日を令和6年3月31日まで延長します。

会員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

記

1 事後精算可能な宿泊日及び映画鑑賞日

2024（令和6）年3月31日まで

宿泊補助 … サイトの不具合等で、やむを得ずベネフィット・ステーションを介さずに予約した分を含む。

(ベネフィット・ステーション対象施設でなくても可)

映画補助 … ベネフィット・ステーションに会員登録後、①映画チケットを購入の際にカード決済ができず、補助とサービスが無い金額で購入された分、又は②ファミリーマートマルチコピー機で購入の際、補助のボタンがわからず購入された分。

なお、対応に際しましてはベネフィット・ステーションの会員登録の有無を互助会で確認させていただき、チケット購入日に未登録の方への補助はできません。

2 提出書類

発送済の通知（別紙㊟。大教互第46、55号）を参考に、各「事後精算請求書」と添付書類（各請求書に記載）をご提出ください。

3 提出期限 ※早めの提出にご協力ください。

- ・ 2024年2月までの利用分

2024（令和6）年3月31日（日） （互助会必着）

- ・ 2024年3月利用分

2024（令和6）年5月31日（金） （互助会必着）

ただし、2024（令和6）年3月31日付で退職又は転出になった方

2024（令和6）年4月15日（月） （互助会必着）

※上記を過ぎると、ご本人及び扶養家族の確認ができなくなります。

確認ができない場合補助できない可能性がありますので、早めにご請求ください。

4 その他

- ・ 基本はベネフィット・ステーションサイトをご利用ください。
- ・ 請求書等は、教職員互助会ホームページからもダウンロード可能です。
- ・ 請求書と添付書類は、各自で互助会までご提出ください。